

中小企業こそ、一度の労務トラブルから受けるダメージは大きい。今すぐ対策を

# “労務トラブル”から会社を守る 就業規則セミナー

残業代請求、メンタル不全、パワハラ、能力不足…人員に余裕がない中、特定の社員との対応に悩まされ時間を取られている経営者様や総務担当者様をよくお見受けいたします。労務トラブルの原因として、ネットで簡単に（自分にとって都合の良い）情報を手に入れられることも大きいです。

労務トラブルへの対策がまだとられていない、ずっと前に作ったまま長年見直しをしていないなど「まづい状態」の就業規則では、イマドキの社員には対応できません。

また、就業規則は、その内容が法律にのっとっているだけでなく、実務といかに結び付けられているか、経営者の悩みを解決できる規定になっているかが重要なのです。今回のセミナーでは、就業規則見直しのポイントを、実際の困りごとの事例を対応の仕方も交えて解説いたします。

【開催日】どちらも同内容です

2019年10月29日(火) 13:30~15:30

2019年11月7日(木) 13:30~15:30

【会場】浜松労政会館（浜松商工会議所7階）

【受講料】1名様 5,500円（顧問先様 無料）

【定員】各回20名様（申込順）

（同業者様、顧問社労士・コンサルタント様のご参加はお断りしております）

【主催/お問い合わせ先】西遠労務協会

浜松市北区三方原町314-2 HP : <http://www.seienroumu.com>

TEL : 053-436-1033 FAX : 053-436-1138



【講師：松本光司】

特定社会保険労務士／年金アドバイザー  
特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

## 【主なセミナー内容】

### 1. 労務トラブル（問題社員）対応策と就業規則での工夫

よくある労務トラブルをピックアップし、いざというときの具体的な対応策と就業規則でとておくべき対策を解説します。

《解説する労務トラブルの例》

- ・退職する社員が監督署に相談して残業代を2年分請求してきた。あんなに良くしてあげたのに…
- ・本当に病気なのか、ただの怠け癖なのか…遅刻・欠勤が多く注意しても治らない。会社の対応と対策は？
- ・入社してから持病が発覚。そのとき会社はどうする？次に同じことが起きないための対策は？
- ・見るからに調子が悪そう…休職させようとしても嫌がる。会社に来ても仕事にならないし…困った。
- ・休職復帰時はリハビリ勤務をさせなくてはならない？
- ・パワハラ？と噂される管理職がいる。下につけた部下がすぐにやめてしまう…
- ・面接では「できます！」と言っていたのに、期待外れ。どうしたらいい？採用時の注意点も教えて。
- ・仕事中に私的メールをしている、仕事に関係ないサイトを見る社員がいるらしい
- ・高いお金を払って資格を取らせたのにすぐにやめてしまう。取ったあとも長く勤めてもらうためには…

### 2. 最近の法改正

### 3. 本日のまとめと質疑応答

裏面の情報もぜひご確認のうえ、参加をお決めください

## →講師の横顔

昭和 47 年浜松市高丘に生まれる。自衛隊浜松基地近くで育ち、戦闘機のパイロットにあこがれるも、10 才の時にブルーインパルス墜落事故を間近で目撃し、ビビッてあきらめる。高校卒業後、名古屋の大学に進学、さらに都会にあこがれ大学卒業後は大阪の鉄鋼商社に就職。仕入れ・配送・営業・社内システム構築など様々な業務に携わり、脂がのり始めた 5 年後、会社が倒産し突然襲った悲劇（解雇）。社宅からの退去、国民年金保険料免除制度を利用し失業保険をもらいながら、仕入れ担当と在庫管理の経験がゆえに会社清算業務につきあわされ弁護士事務所に通う生活。“諸行無常”世間の厳しさを体験し、このとき初めて社会保険労務士という資格を知る。浜松に戻り社労士資格取得を目指し受験勉強する中、平成 13 年に西遠労務協会にパートとして就職、社労士試験に合格し 3 年後に正社員に登用。主任として現在に至る。

社会保険労務士という仕事を通して、関わる会社も経営者も社員も、そして自分自身も元気になりたい成長したい。社員のこと、経営や給与・保険のことなど毎日会社で起こるさまざまご相談いただく中、特に社員とのトラブル対応では、法律や役所の判断を超えて自分自身の知識・経験にもとづく判断を加え、相談してくれた方から「相談してよかったです。ありがとう。」と言われるとやりがい以上の生きがいを感じる。「あいさつができない」「期限や約束を守らない」といった問題社員の対応しているときには、ふと 2 人の我が子を思い出し、果たして人として当たり前のことを教えてあげられているのかと我が身を振り返ることも多い。何事も信じやすいタイプ。従って“占い”は極力見ない、聞かないようにしている。特技は握り寿司。8 年前に事務所で参加した遠州リレーマラソンからランニングにはまり、フルマラソンをはじめ近場の大会に参加している。

### 「就業規則セミナー」参加者様よりいただいたお言葉

- 労務トラブルから会社を守る観点での就業規則について、大切なポイントを教えて頂き大変勉強になりました。とても分かりやすく意識が高まりました。
- 就業規則はずっと前に作ったままでそのままになっていました。今回セミナーに参加して見直す機会ができて良かったです。
- 実際に起こった労務トラブルを例にして、どのように就業規則を変更すればよいのか、分かりやすく説明して頂き参考になりました。
- 経営者がかかわり就業規則を作成しなければいけないと実感した。
- 会社の就業規則の重要性を再度認識できました。明日以降見直したいと思います。
- 就業規則を見直してみるきっかけになりました。
- 気になっていた休職に関すること、試用期間に対する対策の話が聞けて良かった。
- 足りない、改善しなければいけない面が多くあった。最悪な状況を想定して考えなければいけないと思うし、それに対応できる知識モルールも重要だと感じた。
- 勤怠不良についての話を聞いて、今の時代のいろいろな問題を他社も抱えていることが分かった。すべての問題を起こす前に事前に防止・軽減できる対策を施すことを考え、就業規則に落とし込む必要性がある。
- 会社の現状と合致する部分が多くあり、大変参考になりました。
- 法の簡単な解説、事例を交えて説明してくださったため、非常にわかりやすかった。本日教えていただいた就業規則のポイントを会社の就業規則と照らし合わせ、確認しようと思う。

\*\*\* 参加申込書 \*\*\*

Fax 番号 053-436-1138

(西遠労務協会宛) HP

フリガナ 貴社名	住所 〒 -		
Tel	Fax		
フリガナ ご参加者名 役職	参加日(○印) 10/29 11/7	フリガナ ご参加者名 役職	参加日(○印) 10/29 11/7

【当事務所での個人情報の取扱いについて】

\*お預かりしました個人情報は、西遠労務協会 HP (<http://www.seienroumu.com>) 上に掲載しています当事務所の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従って適切に取り扱います。

\*お預かりしました個人情報は、①本セミナーの運営や必要な情報提供のため②メールマガの配信③当事務所のサービスに関する情報のお知らせに利用させていただきます。また、利用目的の範囲内において第三者に個人情報の取扱いを委託することがある他、セミナー講師に参加者名簿として提供することがあります。

\*ご記入内容について、内容確認のご連絡をさせていただくことがあります。